

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税定率法関係</p> <p style="text-align: center;">国等以外の者の経営する施設指定申請書（T-1210）</p> <p>「申請者」の項には、申請者が各種学校にあつては学校長、その他の施設にあつてはその施設の管理者名を、「住所」の項には、学校又は施設の所在地を、「氏名（名称及び代表者の氏名）」の項には、その学校又は施設の名称とその管理者としての学校長名又は管理者名を記載する。</p> <p>「施設又は学校の目的」の項には、定款又は学則等に定められているその学校又は施設の設置の目的を簡潔に記載する。</p> <p>「施設又は学校の名称、位置及び設立の年月日」の項には、指定を申請する学校又は施設の正しい名称、位置（番地まで）及び設立の年月日を、例えば、「財団法人××協会××県××市××町××番地 昭和〇〇年〇月〇日」のように記載する。</p> <p>「規則、規約又は学則」の項には、定款、寄付行為等の内容を記載するが、これらについての印刷物又はこれを表示するしおり、学校案内等のある場合には、これを添付し、本項には「別紙」と記載する。</p> <p>「学校の場合は生徒又は学生の定員」の項には、各種学校について指定を申請する場合に限り、定款、学則等に定められている生徒又は学生の定員を記載する。</p> <p>「施設又は学校の設備」の項には、指定を申請する施設又は学校の建物、敷地の大きさ及び管理している機械、器具等を記載する。これらについて別添書類に明細の書類があるときは、本項は「別紙」と記載する。</p> <p>「経費及び維持の方法」の項には、施設又は学校を維持してゆくための収入の方法を、例えば、「××組合からの寄付及び会費」のように記載する。</p> <p>○ 各種学校にあつては、都道府県知事の設置認可証明書又は認可証の写し、寄付行為、学則、学校設置の沿革、学校運営に関する計画書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面、また博物</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税定率法関係</p> <p style="text-align: center;">国等以外の者の経営する施設指定申請書（T-1210）</p> <p>「申請者」の項には、申請者が各種学校にあつては学校長、その他の施設にあつてはその施設の管理者名を、「住所」の項には、学校又は施設の所在地を、「氏名（名称及び代表者の氏名）」の項には、その学校又は施設の名称とその管理者としての学校長名又は管理者名を記載する。</p> <p>「施設又は学校の目的」の項には、定款又は学則等に定められているその学校又は施設の設置の目的を簡潔に記載する。</p> <p>「施設又は学校の名称、位置及び設立の年月日」の項には、指定を申請する学校又は施設の正しい名称、位置（番地まで）及び設立の年月日を、例えば、「財団法人××協会××県××市××町××番地 昭和〇〇年〇月〇日」のように記載する。</p> <p>「規則、規約又は学則」の項には、定款、寄付行為等の内容を記載するが、これらについての印刷物又はこれを表示するしおり、学校案内等のある場合には、これを添付し、本項には「別紙」と記載する。</p> <p>「学校の場合は生徒の定員」の項には、各種学校について指定を申請する場合に限り、定款、学則等に定められている生徒の定員を記載する。</p> <p>「施設又は学校の設備」の項には、指定を申請する施設又は学校の建物、敷地の大きさ及び管理している機械、器具等を記載する。これらについて別添書類に明細の書類があるときは、本項は「別紙」と記載する。</p> <p>「経費及び維持の方法」の項には、施設又は学校を維持してゆくための収入の方法を、例えば、「××組合からの寄付及び会費」のように記載する。</p> <p>○ 各種学校にあつては、都道府県知事の設置認可証明書又は認可証の写し、寄付行為、学則、学校設置の沿革、学校運営に関する計画書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面、また博物</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>館、物品陳列所、研究所等にあつては、公益法人として主務官庁の許可又は許可を受けていることを証する書類（登記事項証明書）、寄付行為、設立の沿革、事業計画書、予算書又は決算書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面を添付する。</p>	<p>館、物品陳列所、研究所等にあつては、公益法人として主務官庁の許可又は許可を受けていることを証する書類（登記事項証明書）、寄付行為、設立の沿革、事業計画書、予算書又は決算書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面<u>を添付する。</u></p>